

# 広報しんち

平成23年5月5日号

## 被災された方への

### 民間賃貸住宅の家賃補助

福島県では、被災された方を対象に、避難所等での生活が困難なため、応急仮設住宅を供給する以前の平成23年3月11日以降に県内の民間賃貸住宅に入居した方に対する家賃補助を行います。

補助対象は、平成23年5月分の家賃からとなります。

次の要件に該当する方は、都市計画課にある申出書に記入のうえ、必要書類を添えて提出してください。

#### 対象世帯要件

- ・住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯
- ・原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ・民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し、入居若しくは入居を

予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

- ・高齢者の介護、障がい者や乳幼児への対応、子どもの通学などの理由により、避難所等での生活が困難な世帯

#### 対象住宅要件

- ・家賃等が6万円以下のもの
- ・耐震性が確認されたもの
- ・民間賃貸住宅について、貸主

および仲介業者が、県の借り上げ住宅となることについて了承したもの

#### 申出期間

平成23年5月1日～

#### 提出書類

- ・借上げ住宅申出書
- ・り災証明書、被災証明書
- ・賃貸借契約書の写し

#### 注意事項

- ・公的賃貸住宅は該当しません
- ・平成23年3月11日時点で、町内に住民登録していた方のみ

申請できます。

◎問い合わせ  
都市計画課 (☎2113)

### 町奨学資金の返還猶予

現在、町奨学資金を返還中の方で、この度の東日本大震災により被害を受けられた方は、申請により一定期間(二年間)、奨学資金の返還を猶予できます。教育総務課までご相談ください。

#### ◎問い合わせ

教育総務課 (☎4477)

### 公立相馬総合病院

#### 助産師奨学生を募集

公立相馬総合病院では助産師の資格を取得後、公立相馬総合病院に勤務を希望する学生を対象に奨学資金を貸与します。

募集人員 2名  
奨学資金 月額10万円  
貸与期間 1年間  
免除制度 当病院に3年間以上勤務した場合は、返済を免除します。

募集期限 6月10日(金)

◎申し込み・問い合わせ

公立相馬総合病院総務課

(☎5101)

流出物を  
お返します

写真・アルバム・位牌

町では、津波被害により流出した写真や記念品、アルバム、

位牌などの回収・整理を行っています。

持ち主の方にお返しますの

で、「自由にご覧ください」

場所

役場南側車庫(商工会北側)

時間 9時～16時

◎問い合わせ

健康福祉課 (☎2931)

## 東日本大震災

### 新地町被災状況

(5月1日現在)

町では、このたびの大震災により、多くの家屋が被害を受け、死亡者は101名、行方不明者は23名で、現在も431名が避難所生活を余儀なくされています。

避難所と避難者数は次のとおりです。

#### 避難所・避難者数

避難所	避難者名簿人数
保健センター	86名
新地町谷地小屋字樋掛田40-1	
尚英中学校	34名
新地町谷地小屋字愛宕38	
新地小学校	180名
新地町谷地小屋字愛宕1	
福田小学校	100名
新地町福田字中里16	
駒ヶ嶺公民館	31名
新地町駒ヶ嶺字新町11	

※避難所は日々出入りがあり、人数は変動しています。

新地町災害対策本部 (☎2111)

### 避難所救護センター

町では、役場1階103会議室で、24時間対応の救護センターを開設しています。

どなたでもご利用いただけますので、具合の悪い方、体調に不安のある方は無理をせず、お早めにご相談ください。

# 被災者生活再建支援金の受給申請を受付しています

震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し被災者生活再建支援金を支給します。

## 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊または住宅に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (4) 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

## 支給額

支援額は、次の2つの支援金の合計額です。

※単身世帯の場合は、支援金額の3/4の額

- (1) 基礎支援金：50・100万円  
（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）
- (2) 加算支援金：50・100・200万円  
（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

## 申請

世帯主が申請書に必要書類を添えて、災害時に住所地のあった市町村役場に申請してください。

※「基礎支援金」は被災状況に、「加算支援金」は再建方法に応じた申請となります。

※世帯主が亡くなっている場合は、「当該世帯主に準じる者」として同一世帯員が申請してください。

※世帯員全員が亡くなっている場合は、申請することはできません。

## 申請期間

基礎支援金：

平成24年4月10日まで（災害のあった日から13か月の間）

加算支援金：

平成26年4月10日まで（災害のあった日から37か月の間）

## 申請に必要な書類

基礎支援金：

【全ての世帯】

- ① 災証明書
- ② 住民票の写し、または外国人登録原票記載事項証明書（世帯全員のもの）
- ③ 振込口座の通帳、または通帳の写し

【住宅が半壊、または住宅に被害が生じ

やむを得ず解体した世帯】

【全ての世帯】に必要な①②③に加えて、滅失登記簿謄本、または解体証明書

【敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯】

【全ての世帯】に必要な①②③に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地修復工事の契約書等の写し）

加算支援金：

【全ての世帯】

住宅の建設および購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写し

◎問い合わせ 総務課 (☎2111)

# 日本赤十字社・福島県義援金の受給申請を受付しています

被災された方々へのお見舞いとして、県内外の多くの方々から、温かいお気持ちとともに多くの義援金が寄せられています。

この義援金を、被災により生活の基盤である住居を失った方々や、原発災害により避難または屋内退避を余儀なくされている方々に、次のとおり配分いたします。

対象被災地 福島県内全市町村

## 支給方法

口座振込（原則、申請者名義の口座）

※現金支給はいたしません

## 持参する物

- ・ 本人確認ができる物  
（運転免許証、健康保険証など）
- ・ 振込先の通帳、印鑑

※住宅とは、居住していた建物のことです。（店舗や事務所などは除きます）

※住宅被害については、り災証明書で半壊以上の被害認定を受けた方が申請の対象となります。り災証明の発行をお待ちください。

◎問い合わせ 総務課 (☎2111)

## 義援金配分表

区分	申請できる方	日本赤十字	福島県
(1) 死亡された方	直系の親族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）	1人あたり	
(2) 行方不明の方		35万円	
(3) 東日本大震災により住宅が全壊（焼）した世帯	住家に居住していた世帯の者（原則、世帯主）	1世帯あたり 35万円（注）	1世帯あたり 5万円（注）
(4) 東日本大震災により住宅が半壊（焼）した世帯		1世帯あたり 18万円（注）	
(5) 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内で避難指示・屋内退避指示圏域の世帯		1世帯あたり 35万円（注）	

（注）住宅被害の全半壊（3）（4）と、原発に係る避難指示・屋内退避（5）の重複支給はありません。